

Title	〔商法六五二〕 日常事故賠償責任補償特約における「日常生活」に 起因する事故の意義 (東京高判令和四年二月一五日)
Sub Title	
Author	肥塚, 肇雄(Koezuka, Tadao) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.11 (2024. 11) ,p.49- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241128-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六五二〕

日常事故賠償責任補償特約における「日常生活」に起因する事故の意義

東京高判令和四年二月一五日 2022W1JPC/A02156010
令和三年(ホ)三三三〇号 保険金請求控訴事件(原審・東京地判令和三年六月二二日判時二五二一七九頁)

〔判示事項〕

氏子会会員が同会の活動の一環として電動工具(チェーンソー)を用いて大枝の切り落とし作業をした際に、他の会員に当該大枝が当たり死亡した事故が日常事故賠償責任補償特約に定める「日常生活」に起因する事故に該当するとして保険金を請求した事例(積極)

〔参照条文〕

保険法一七条二項、日常事故賠償責任補償特約三条二号、
五条一号

〔事実〕

一 X(原告・控訴人)は、肩書地(略)に居住し、建築塗装業に従事している者であり、埼玉県所沢市所在のA神社(以下「本件神社」という)の氏子会(以下「本件氏子会」という)の会員であった。本件氏子会は、周辺地区の区域に居住し、本件神社を崇敬する者を会員とする組織であり、本件神社の神恩に奉謝すると共に、発展を祈念し広く社会の福祉に寄与することを目的とし、この目的達成のため、本件神社の社殿、境内の整備等の奉仕及び維持管理などの事業を行っている。

本件氏子会には、平成二四年当時、総代を兼ねる一四名の役員（会長、副会長、会計、幹事及び事務局長等）が置かれていた。本件氏子会には総代の選出基準を定めた内規があり、各地区からどのように役員が選出されるのかについて定められていた。

Xは、親の代から本件氏子会に加入しており、平成二四年当時、Xが居住する地区の総代に選出され、役員（会計）として本件氏子会の金銭の管理を担当していた。

本件氏子会では、毎年、定例の行事が定められており、

平成二四年度には、氏子定期総会（同年四月七日）、当番役員会議（同月一〇日）、例大祭（同月二二日）、境内清掃及び山の下草刈り（同年六月二四日）、八雲神社天王様の祭典（同年七月一四日）、七五三修拔式（同年一月中旬）、新嘗祭（同月下旬）、境内清掃及び山の下草刈り（同年一二月二日）、冬至祭（同月二二日）、除夜祭等（同月三一日）、歳旦祭（平成二五年一月一日）、祈年祭（同年二月中旬）、監査会（同年三月下旬）が実施された。年二回の境内清掃及び山の下草刈り（同年六月二四日及び一二月二日）が実施された。このように、本件氏子会では、定例の行事として、年二回、本件神社の境内の掃除及び下草刈りが実施されていたが、その際には、参加者の怪我に備え、

参加者をそれぞれ被保険者として、保険会社との間で、普通傷害保険契約（契約種類レクリエーション）が締結されていた。

本件氏子会の費用（年間約五〇〇万円前後）は、氏子の会費（年額一〇〇〇円）、奉納金及びその他の収入（年間合計五〇〇万円程度）から充てられており、本件氏子会の各会員の活動は無償奉仕活動（ボランティア）として行われていた。

二 本件氏子会のB会長は、平成二四年一〇月一日午前八時頃、Xに電話で連絡し、前日の台風で本件神社の境内の木が倒れたため、その片付け作業に参加して欲しいと依頼した。XはB会長の依頼に応じ、自宅で使用していた市販の重さ約六・三キログラムの電動工具であるチェーンソー（以下「本件チェーンソー」という）を車に積み、本件神社に向かった。Xが本件神社に到着した際、本件神社の境内には、B会長のほか、本件氏子会の副会長のD及びE、事務局長のC（死亡当時六三歳。以下「亡C」という）がおり、B会長は、本件神社の西側にある参道の階段に倒れ掛かっていた木をチェーンソーで切断していた。境内の片付け作業は、同月同日午前九時半過ぎに一段落したが、境

二四年一〇月一日午前一〇時四三分頃、背部打撲の傷害による大動脈破裂で死亡した（以下「本件事故」という）。

内の西側にある山桜（以下「本件樹木」という）が大きくたわみ、枝（以下「本件大枝」という）の先端部分が枯れて地上から三メートルくらいのところまで垂れ下がっていた。その様子を見たX、D及びCは、本件大枝を切り落とした方が良くと考え、B会長も賛成したため、急遽、本件大枝を切り落とすこととなった。B会長、X、D及び亡Cの協議の結果、長年にわたり塗装業に従事し、高所での作業に慣れており、他の参加者より若いXが本件大枝を切り落とす作業を担当することになった。Xは、本件境内に散策に来ていた親子を安全な場所に移動させた後、本件神社の倉庫に置かれていた二連梯子を使って本件樹木の幹に登り、地上五メートルの高さに達したところで、本件樹木に腹ばいに近い状態でまたがり、本件チェーンソーを使って本件大枝を切り落とす作業（以下「本件作業」という）を開始した。本件大枝は、長さ約一五メートル、重さ約三二三キログラム、幹から枝分かれした部分付近の枝回り（長さ）約〇・九五メートルのものであり、Xは、本件大枝の

一か所を切断する本件作業を行った。Xが本件チェーンソーを使用して本件大枝の切断を開始して二、三分が経過したところで、本件大枝が折れて落下し、真下にいた亡Cの背部に衝突した。亡Cは直ちに病院に搬送されたが、平成

三 亡Cの相続人らは、平成二七年九月一日、所沢簡裁に対し、Xを相手方として、損害賠償請求調停を申し立てたが、平成二八年九月七日、不成立により終了した。亡Cの相続人らは、平成二八年九月二〇日、Xを被告として損害賠償請求訴訟をさいたま地裁川越支部に対し提起し、第一審（さいたま地裁川越支部）は、Xの過失責任を認め、Xの過失割合を七割と判断したことから、当事者双方が控訴した。控訴審（東京高裁）において、令和二年二月二五日、Xの損害賠償の範囲を一〇〇〇万円とする等の内容の和解が成立した。

四 Xは、平成二三年二月二五日、Y損害保険会社（以下「Y社」という）との間で、次の内容の日常事故賠償責任補償特約（以下「本件特約」という）付きの自動車損害保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結していた。本件特約の限度額は五〇〇〇万円（免責金額なし）であり、保険証券記載の被保険者（被保険者）は、X（同人は、本件特約に係る被保険者の一人でもある）であり、保険期間

は平成二三年一月二六日午後四時から同二四年一月二六日午後四時までであった。

本件特約には、次の内容の第三条（保険金を支払う場合）及び第五条（保険金を支払わない場合）が定められていた。

第三条（保険金を支払う場合）

「当会社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。」

第五条（保険金を支払わない場合）

「当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産

産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（中略）

⑨ 航空機、船舶・車両（注三）または銃器（注四）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（中略）

（注三）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注四）空気銃を除きます。」

五 Xは、Y社との間で本件特約付の本件保険契約を締結していたことから、本件事故は本件特約所定の「日常生活に起因する偶然な事故」に該当するとして、Y社に対し、本件特約に基づく賠償責任保険金の支払を求め提訴した。

原審（東京地判令和三・六・二二判時二五二一七九頁）は、「本件作業は、……（略）……日々繰り返される

普段通りの生活においてはめったに経験することのない危険性の高い作業である。このような危険性の高い作業は、定期的に行われる本件氏子会による境内清掃や草刈りなどとは同列に扱うことができ」ず、「実質的に考えても、本件特約は、『日常生活』上想定されて損害発生リスクを計算して設計されているものであるから、本件作業のような

危険性の高い作業による損害発生リスクまでは想定していないものと解され」、「『日常生活』要件は、まさに本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解するのが合理的であり」、「本件事故は本件特約第三条所定の『日常生活』要件を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、『日常生活』に起因する偶然な事故」に該当しない。」と判示した。また、本件作業は、本件氏子会の事業主体として、その事業内容の一つである境内の整備ないし維持管理のための仕事、任務として、本件氏子会の会員であるXによって行われたものであり、定例の境内清掃等の際には、本件氏子会が保険に加入する運用となっていたことから、本件氏子会は、事業主体としてのリスク回避措置を取り得る程度に組織されていたものと評価でき、したがって、本件作業は、本件特約第五条①の「職務」の遂行に該当し、本件事故は本件作業そのものから生じたものであるから、Xが負担する損害賠償責任は本件特約同条①に該当すると判示し保険者の免責を肯定した。これを不服として、Xが控訴した。

Y社は、①本件事故の原因となった本件作業は、地上から五メートルの場所から電動工具を使用して樹木の大きな

枝を切り落とすという日常生活の中で滅多に経験することのない危険な行為であるから、本件特約第三条の日常生活該当性の要件を満たすとはいえない、②本件特約第三条②は「日常生活」についての注記の中で、「日常生活」から「住宅以外の不動産の所有、使用または管理」を除いているところ、本件作業は、本件神社の境内（不動産）の管理として行われたものであるから日常生活該当性の要件を満たさないと主張した。

本判決においては、次のように判示し、Y社は、本件保険契約に基づき、本件事故により亡Cの相続人らに対して法律上の損害賠償責任を負担することによってXが被った損害に相当する一二六万七〇〇〇円（内訳、別件訴訟の和解金一〇〇〇万円、別件訴訟の控訴提起手数料八万四〇〇〇円、本件訴訟代理人弁護士に対する着手金九万七二〇〇〇円及び同報酬金一五八万一〇〇〇円）の保険金等の支払義務を負うことを認めた。

〔判旨〕

原判決取消し、請求一部認容

争点一（本件事故は本件特約第三条所定の「日常生活」に起因する偶然な事故」に該当するか）について

「(1) 本件特約第三条は、被保険者が日本国内で生じた①住宅の所有、使用又は管理に起因する偶然な事故、②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により他人の身体の障害又は他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対し、保険者であるY社が保険金を支払う旨を定めている。

本件特約には、本件特約第三条の「日常生活」を定義するものは存在しないが、①個人賠償責任保険は、個人が日常生活を営む中で生じる可能性のある第三者(被害者)への損害賠償責任を広く補償することを特徴として設計された保険商品であること、②保険法一七条二項は、責任保険契約について、他の損害保険と異なり、保険契約者又は被保険者に重過失がある場合を保険者が免責される場合から除いているところ、これは、責任保険契約の実質的機能が被保険者の損害でん補とともに究極的には被害者保護にあることを理由とするものであると理解できることに照らすと、本件特約第三条の「日常生活」とは、被保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動を幅広く含むものと解するのが相当である。そして、本件特約は、第三条で保険金を支払う場合について規定し、保険金を支払わない場合については、別途、第五条が「被

保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」や「専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任」を負担することによって被った損害等については保険金を支払わないと定めていることに照らすと、被保険者の行為が「日常生活」に該当するか否か(以下「日常生活該当性の要件」という。)を判断する際には、被保険者の職務との関係は直接的には考慮要素とならないというべきである。

(2) そこで、このような観点から、本件作業が日常生活該当性の要件を満たすか否かについて検討すると、前記……(略)……で認定した事実によれば、本件作業は、Xが居住する地域の中にあり、Xが親の代から氏子となっている神社の境内にある樹木の枝が垂れ下がっていることからそれを切り落とす作業であり、このような本件神社の境内の維持管理作業は、氏子会の目的に照らして日常的に行われていたものと推認され、本件作業に使用された電動工具は、Xが自宅でも使用していた市販されているものであり、作業に要した時間も二、三分にすぎず、氏子会の任意の無償の奉仕活動として行われたものであるから、町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のものであると評価することができ、被

保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動として日常生活該当性の要件を満たすと認められる。」

(3) Y社の、①本件事故の原因となった本件作業は、危険な行為であるから、本件特約第三条の日常生活該当性の要件を満たすとはいえないとの主張に対しては、「本件特約には『日常生活』の中から危険な行為を除外する趣旨の文言は見当たらず、かえって、本件特約の中には、ゴルフ場の構内でのゴルフ・カートや空気銃の使用のように、使用の方法によっては他人の身体に相当の危険を生じさせる可能性のある行為も『日常生活』に該当することを前提に、その使用に起因する損害賠償責任について保険金を支払わない場合とはしていない。そして、そもそも被保険者の行為の危険性に着目して日常生活該当性の要件を満たすか否かを判断することとした場合には、被保険者の日常生活に起因して生じる偶然的事故に基づく損害賠償責任を広く補償し、もって究極的には被害者の保護を図るという個人賠償責任保険の実質的機能(上記(1))の観点からみても相当ではない。したがって、本件作業が危険なものであることを理由として、本件事故が本件特約第三条の保険金を支払う場合に該当しないと認められない。また、こ

の点を措くとしても、……略……認定した事実によれば、確かに、本件作業で切り落とされた本件大枝は、長さ約一五メートル、重さ約三二三キログラム、幹から枝分かれた部分付近の枝回り(長さ)約〇・九五メートルと相応の大きさのものではあるが、Xは市販されている本件チェーンソーを使用して本件大枝の一方所を切り落としたというものにすぎず、実際の作業に要した時間も二、三分程度と極めて短時間であり、本件作業当時、本件神社の境内にはB会長らのほかには、親子一組がいたのみであることによれば、本件作業が日常生活において通常経験することがないほど危険な行為ということとはできない。

したがって、Y社の上記主張は採用することができない。」

Y社の、②本件特約第三条②は「日常生活」についての注記の中で、「日常生活」から「住宅以外の不動産の所有、使用又は管理」を除いているところ、本件作業は、本件神社の境内(不動産)の管理として行われたものであるから日常生活該当性の要件を満たさないとの主張については、「確かに、本件特約第三条②の注記では、「日常生活」から住宅以外の不動産の所有、使用又は管理を除いているが、本件事故は、本件神社が所有し、使用し、管理する不動産

(境内) の中にある樹木を氏子が任意の無償の奉仕活動として伐採する作業の中で生じたものであり、被保険者であるXが所有、使用又は管理する不動産に起因して生じたものではないから、本件作業が、上記注記の場合に当たり、日常生活該当性を満たさないということはできない。したがって、Y社の上記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、本件事故は、本件特約第三条②が定める『被保険者の日常生活に起因する偶然な事故』に当たると認められる。」

争点二(本件特約第五条所定の免責事由があるか)について

「(1) 本件特約第五条①は、被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払わない旨を定めている(以下「職務遂行性の要件」という。)

本件特約第五条①が被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を除外する趣旨は、そのような損害賠償責任は、事業活動上のリスクが顕在化したものであるから、事業上の保険によって担保されるべきものであり、個人の日常生活に関する保険によって担保されるべきものではないからである。

(2) そこで、まず本件作業が氏子会の活動とみることができると否かについて検討するに、……略……認定した事実によれば、本件氏子会のB会長は、前日の台風により本件神社の境内を片付ける必要があると考え、本件氏子会の役員の中から参加できる者を募り、Xを含む五名が参加することになったものであり、この片付け作業は、本件氏子会の定例の行事として行われたものではないが、本件神社の境内の維持管理に関わっている氏子会の臨時の活動といふべきものであるところ、本件作業は、上記片付けを行っている際に、本件大枝が垂れ下がっていることに気付いたXら数名の発案によりB会長の賛成も得てその場で実施されたものであり、氏子会の活動である上記片付け作業と時間的・場所的に接合して行われたものであるから、氏子会の活動の一環とみるのが相当である。

(3) 進んで、本件作業が職務遂行性の要件を満たし、Y社は保険金支払義務を負わないかについて検討するに、氏子会は、組織等について一応の定めがあり、団体としての実体を備えていることができるものの、飽くまで任意の団体であり、収益を目的としたものではなく、活動内容も無償の奉仕活動であるから、氏子の活動によって第三者に損害が発生したとしても、原則として、氏子会自体

が損害賠償責任を負うことは考え難い。したがって、氏子会が、氏子会の活動上のリスクに備えて、本件氏子会にもみられたように、行事に参加する氏子のために単発的に日を特定してレクリエーション保険等に加入することがあるとしても、一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することは通常想定し難いのであり、氏子会の会員である氏子の活動は、特段の事情のない限り、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるものと解すべきである。本件において、特段の事情は認められないから、本件作業をもって職務遂行性の要件を満たすと解することはできない。

これに対し、Y社は、本件作業は事業として本件神社の境内の管理を行う本件氏子会の活動として行われたものであるから、Xの職務の遂行に当たると主張するが、上記の点に照らして採用することはできない。

(4) 以上によれば、Y社に、本件特約第五条①の免責事由があるとは認められない。」

〔研究〕

一 本判決の意義

本件は、本件神社の氏子会に属する氏子が大本の枝を切り落とす作業中に発生した本件事故に対して個人賠償責任

保険の適否をめぐる争われた事案である。個人賠償責任保険（以下「個人賠償保険」という）契約は、責任保険契約（保険法一七条二項括弧書き）の一種である。すなわち、個人賠償責任保険契約は、被保険者が日常生活の中で他人に対し損害賠償責任を負った場合に備えて締結される。一般に、火災保険約款又は自動車保険約款等に附随する特約の形式で締結され、個人の日常生活の中で生じる偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害をてん補する（古笛恵子＝嶋寺基編著『個人賠償責任保険の解説』二頁（嶋寺基）（保険毎日新聞社、二〇二三年））。

本件においては、本件事故が本件特約三条にいう「日常生活」に起因する事故か否か、仮に肯定されたとしても、被保険者の「職務遂行」に直接起因して発生した損害賠償責任か否かが初めて争われた点において意義がある。

二 保険事故…本件特約三条の「日常生活」の意義

1. 本件特約の保険法上の位置づけ

XがY社との間で締結した本件保険契約に附帯された本件特約には、保険金を支払う場合として、三条に、当会社は、被保険者が、日本国内において生じた「被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故」により、他人の身体

の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う旨定めている。

本件特約三条に定められているように、被保険者が、日本国内において生じた「被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故」により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う旨の規定があることから、保険法上「損害保険契約」（二条六号）に該当する。すなわち、本件特約は、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって負担する損害をてん補しその発生の可能性に対して保険料が支払われることから、「保険契約」（二条一号）であり、「一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補する」ものであるから、「損害保険契約」（二条六号）に該当するのである。さらに、本件特約は、「法律上の損害賠償責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補する」ものであるから、責任保険契約（一七条二項かつこ書）である。したがって、本件特約の保険事故は、「法律上の損害賠償責任を負担すること」（山下友信『保険法下』一三九頁（有斐閣、二〇二二年）、吉澤卓哉監修「新・賠償責任保険

の解説第二版」編集委員会編『新・賠償責任保険の解説第二版』三頁、二五六頁（保険毎日新聞社、二〇二〇年）であるが、「日常生活に起因する偶然な事故」は保険事故の発生原因を特定する原因事故である。

2. 「日常生活」の意義

XがY社との間で締結した本件保険契約に附帯された本件特約には、保険金を支払う場合として、三条に、当会社は、被保険者が、日本国内において生じた「被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故」により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う旨定めている。そして、「日常生活」については、（注書き）があり、「住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。」と記載されている。

このように、本件特約の保険事故は、「日常生活」に起因する偶然な事故であるが、保険事故の要素になる「日常生活」については、「住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除く」とせいぜい消極的に（注意書）が定められているだけであって、日常生活とは何を意味するのが約款上定かではなく、保険法にも日常生活についての定義が定められている訳ではない。

しかし、賠償責任保険の解説書によれば、「日常生活」

とは、被保険者の通常の生活の一過程と考えられる行動のすべてをいい、住居を中心とした家庭生活のみを限定しているものではなく、被保険者の旅行中又は運動競技中の賠償も日常生活に含まれると考えられていた（『新版』賠償責任保険の解説』一三三頁（保険毎日新聞社、二〇〇四年））。

3. 「日常生活」起因性の相対化

本件特約の保険事故に該当するかどうかは、偶発的な事故が「日常生活」起因性を備えているか否かによる。「日常生活」非起因性の事故は本件特約の保険事故に含まれないすなわち、非日常起因性の事故発生の可能性は、大数の法則上、日常生活起因性とは大幅に異なることから、住宅以外の不動産の所有、使用又は管理（本件特約三条注書）等は普段の日常生活からは逸脱していることから、除外されている。

このような漠とした理解は一見納得できそうなどころではあるが、しかし、被保険者になり得る群から一定の要素を取り出しその要素を有する者を被保険者群として定め、その者の日常生活起因性からの偶然な事故を導くのであるれば、日常生活起因性も一定の範囲に絞ることも可能となる

かもしれない。

しかしながら、本件特約の被保険者には特別の特色をもって、被保険者に指定しているわけではない。したがって、被保険者の普段の生活を比較すれば、さまざまな自営業を営む被保険者から、家事労働を行う被保険者や特定の業務を行うこともない被保険者まで、それぞれの被保険者の日常生活は多種多様であり、絶対的な日常生活を想定することは著しく困難であるように思われる。

論者によっては、「日常生活」を「被保険者」概念から絞り込もうとする。たとえば、具体的な被保険者を基準として「日常生活」を判断すべきか、抽象的な被保険者を基準に「日常生活」を判断すべきかを議論する。個人賠償責任保険においては、被保険者の個別具体的な属性を一定程度捨象することが前提となっていると理解し、ある程度抽象的属性でカテゴリー化された「被保険者」と理解すべきであると述べる見解（古笛・嶋寺・前掲書三四～三五頁〔渡辺洋〕）がある。さらに、この見解は、恣意的な運用とならないように客観的な要素により判断すべきであると考えられることから、一定の客観性が認められる地域性や年齢、性別等はカテゴリーの要素に含まれると解されるが、知識、職業、地位及び経験等については、より個別性が強

い要素であるため、カテゴリーの要素には含まれないと解すべきであるとし、いつの「被保険者の日常生活」を基準とするかも問題となるが、「日常生活」の要件は、補償の対象を日常生活の中で生じた事故に限定する趣旨であり、日常生活に伴いリスクが顕在化したものであるか否かをもとに区別すべきであると考えられることから、契約時よりも事故時を基準とすべきである（古笛Ⅱ嶋寺・前掲書三五頁〔渡辺〕）という。

この見解に対しては、「日常生活」の要件は、補償の対象を日常生活の中で生じた事故に限定する趣旨であろうが、しかし、本件特約上「被保険者」概念には特に絞り込みがなされてないし、また、本件特約上「日常生活」及び「被保険者」の意義が二義的にとらえられている訳ではないのに、本件特約上このような絞り込みを約款解釈により行うべきであるかは疑問が残る。

むしろ「日常生活」起因性の要件については、その要件が機能するのは、フグを釣った被保険者がフグ調理の免許を有しないにもかかわらず釣ったフグをさばき近所に配った結果、そのフグを食した者が食中毒により入院した事例（古笛Ⅱ嶋寺・前掲書三三頁〔渡辺〕）において、被保険者が行う違法行為から第三者に損害を生じさせた場合を

排除するような客観的違法行為が明白な場合ではないだろうか。

4. 本件事故の「日常生活」起因性

原判決は、本件事故の「日常生活」起因性を否定する。すなわち、「本件作業は、約五メートルの高所において、電動工具（チェーンソー）を用いて、長さ約一五メートル重さ三〇〇キログラム以上の大枝を、周囲に人がいる状況で、切り落とすことを、専門業者に依頼することなく、Xみずからの手で行うという内容であり、日々繰り返される普段通りの生活においては滅多に経験することのない危険性の高い作業である」から、「定期的に行われる本件氏子会による境内清掃や草刈りなどとは同列に扱うことができない」こと、「『日常生活』要件は、まさに本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解することが合理的である」ことから、本件事故は本件特約三条所定の「日常生活」要件を欠き、「日常生活に起因する偶然な事故」に該当しないと述べている。

しかし、本判決が指摘するように、「責任保険契約の実質的機能が被保険者の損害でん補とともに究極的には被害者保護にあたること」から、「日常生活」とは、被保険者

が普通に営む日常の生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動を幅広く含む」と解し、被保険者の行為が「日常生活」に該当するか否かを判断する際には、被保険者の職務との関係は直接的に考慮要素とはならないといふべきである。また、「本件神社の境内の維持管理作業」である本件作業は、氏子会の目的に照らして日常的に行われていたものと推認され、本件作業に使用された電動工具は、Xが自宅でも使用していた市販されているものであり、作業に要した時間も二、三分にすぎず、氏子会の任意の無償の奉仕活動として行われていたものであり、町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のものであると評価することができ、被保険者が普通に営む日常の生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動として日常生活該当性の要件を満たすと認められる」のは正当である。そのうえで、「本件特約には『日常生活』の中から危険な行為を除外する趣旨の文言は見当たらず、かえって、本件特約の中には、ゴルフ場の構内でのゴルフ・カートや空気銃の使用のように、使用の方法によっては他人の身体に相当の危険を生じさせる可能性のある行為も『日常生活』に該当することを前提に、その使用に起因する損害賠償責任について保険金を支払わない

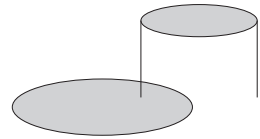
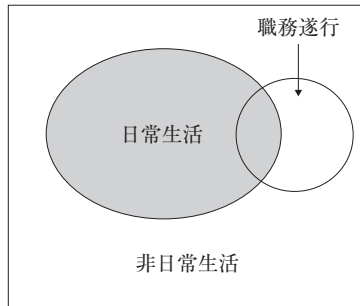
場合とはしていない。そして、そもそも被保険者の行為の危険性に着目して日常生活該当性の要件を満たすか否かを判断することとした場合には、被保険者の日常生活に起因して生じる偶然的事故に基づく損害賠償責任を広く補償し、もって究極的には被害者の保護を図るという個人賠償責任を広く補償し、もって究極的には被害者の保護を図るという個人賠償責任保険の実質的機能の観点からみても相当ではない」といふべきであろう。したがって、本件作業が「日常生活」において通常経験することがないほど危険な行為ということとはできないと解される。

三 免責事由…本件特約第五条①号の「職務遂行」の意義

本件特約第五条①号には、被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金を支払わない旨の免責事由が定められている。「職務」及び「遂行」とは何を意味するかについては、本件特約五条の規定には詳細な説明はなされていない。

原判決は、「職務」について分析し、一定の事業主体が（事業目的の職務遂行における損害発生リスクを回避する措置（例えば、保険加入）を取り得る程度に）組織されていること（団体のみならず個人自らが事業主体である場合

イメージ図



次元が異なる

措置を取り得る程度に組織されていたと評価し、本件作業の「職務遂行」性を肯定して保険者の免責を導いた。

しかし、「日常生活」という概念は、「職務遂行」がなされれば、非日常性を帯びて、職務遂行は日常生活から駆逐

も含む)、その事業主の事業目的のための仕事・任務であることを要素とするものと解される、と述べ、職務、仕事等の語は、その報酬・対価があることを当然に含意するものではなく、また、「職務」につきそのような含意があると解すべき理論的根拠は見当たらないから、有償無償の別は「職務」性の有無とは直接関係ないと判示し、本件氏子会は、事業主

されるものではない。被保険者の職務は日常生活の中で遂行されることが通常であることが一般的であると解されるから、原判決の考え方は適切ではない。

むしろ「日常生活」と「職務遂行」の概念は、被保険者を介在させることによつて次元を異にしながらも、十分に両立し得る概念と考えられる(潘阿憲「本件判批」法律のひろば七七卷二号九七頁(二〇二四年))。

ただ、加害リスクを負う者の側が保険料を負担し、それによる法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対し保険を付保して対処すべきであることから、「職務遂行」起因性のある損害賠償責任を負担することによる損害に対しては、このような損害は事業活動上のリスクが顕在化したものである以上、事業上の保険によつて担保されるべきものであって、個人の日常生活に関する保険によつて担保されるべきものではないと考えられる。本判決も同旨のことを判示している。

したがって、原判決が示す、本件氏子会が職務遂行における損害発生リスクを回避する措置(例えば、保険加入)を取り得る程度に「組織されているか否か」という観点ではなく、本件作業が本件氏子会の活動の一環と見ることができるとかという観点から、検討すべきである。

本件片付け作業は、前日の台風により本件境内を片付ける必要があると考えてなされており、本件神社の境内の維持管理にかかわっている氏子会の臨時の活動といふべきものであるところ、本件片付け作業の際、本件大枝が垂れ下がっていることに気が付いたXら数名の発案によりB会長の賛成も得てその場で実施されたものであるから、氏子会の活動である片付け作業と時間的・場所的に接合して行われた氏子会の活動の一環と評価し得る。

「職務遂行」性に該当するか否かの重要な要素として、当該活動内容が無償であるか有償であるかに求め、有償の場合には、「職務遂行」性に該当するとする見解も考えられる（潘・前掲「判批」一〇〇頁。土岐孝宏「本件判批」CHUKYO LAWYER 四〇号一五頁（二〇二四年）は、私生活Ⅱ無償との親和性から、収益「事業活動上のリスク」を免責すべきとする）。

しかし、「日常生活と職務遂行の双方の色彩を帯びる行為も存在することから、日常生活リスクとも認められるリスクであっても、職務遂行に直接起因する損害賠償責任を免責とする趣旨に出たものと解され」、したがって、「『職務遂行』に当たるとは、報酬の有無により形式的に判断されるべきでなく、行為の内容や実態に応じて、そのリスク

の大きさも考慮に入れつつ、個別具体的事情を総合考慮して判断されるべきと解される」とする裁判例（名古屋地判令和三年七月一三日交民集五四卷四号九〇四頁。その他、長崎地裁島原支判平成一四年一二月一七日JKBXDB25483293がある。この裁判例の捉え方については、土岐・前掲「判批」一〇六―一〇七頁参照）がある。原判決も、同様に、「有償無償の別は『職務』性の有無とは直接関係しないものと解する」と述べる。

事業活動上のリスクの有無は、被保険者が報酬を受けるか否か又は受けていたか否かによって変わるものではないだろう。したがって、「職務遂行」性の判断において、報酬の有無は直接関係がない（深澤泰弘「本件判批」損害保険研究八五巻四号三〇七頁（二〇二四年）は、有償無償が「職務遂行」性の決定的な要因にならないが、従来の裁判例の「職務遂行」性が認められた行為に比べ、本件の場合にはかけ離れた行為であることから、本件免責条項の適用範囲が広くなるため、本件作業は「職務遂行」要件を満たさないとする）。

本件においては、たしかに、本判決が指摘する通り、氏子会の活動内容は無償の奉仕活動であるから、氏子の活動によって第三者に損害が発生したとしても、原則として、

氏子会自体が損害賠償責任を負うことは考え難く、氏子会が、氏子会の活動上のリスクに備えて、行事に参加する氏子のために単発的に日を特定してレクレーション保険等に加入することがあるとしても、一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することは通常想定しがたいのであり、氏子会の会員である氏子の活動は、特段の事業がない限り、日常生活上の活動としての個人の保険の対象となると解すべきである。

四 結論

以上の考察から、本判決に賛成する。

〔附記〕 保険判例研究会（二〇二三年一月一日、同年

二月一三日開催、於・早稲田大学）において、潘阿憲

法政大学教授による本件判決に係る報告に接した。

肥塚 肇雄